

HSE株式会社※「(仮称)丸森筆甫風力発電事業環境影響評価方法書」に対する  
通知について

令和3年7月26日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、電気事業法施行規則第61条の5第1項ただし書の規定に基づき、令和3年1月28日付けで届出のあった「(仮称)丸森筆甫風力発電事業環境影響評価方法書」について、電気事業法施行規則第61条の5第1項に定める勧告の期間を延長するとともに、同規則同条第2項の規定に基づき、HSE株式会社に対し、延長する期間及び期間を延長する理由を通知した。

※ 令和3年7月1日付けで日立サステナブルエナジー株式会社から社名変更

1. 延長する期間

令和3年7月26日から令和3年8月13日まで

2. 期間を延長する理由

本方法書について、関係自治体における説明会がコロナで順延となったこと等に伴い、知事意見等発出手続き作業に時間を要したため、環境影響評価法第10条の都道府県知事等の意見が、電気事業法施行規則第61条の5第1項に定める勧告の期限を超えることとなり、都道府県知事等の意見を踏まえた勧告が困難であるため。

(参考) 環境影響評価方法書に係る手続

環境影響評価方法書受理	令和3年 1月28日
住民意見の概要等受理	令和3年 3月30日
都道府県知事の意見期限	令和3年 6月28日
経済産業大臣勧告期限 (延長後)	令和3年 8月13日

問合せ先：電力安全課 沼田、江藤、須之内  
電話：03-3501-1742 (直通)